

令和5年度 第3回 高齢者福祉専門分科会 議事録

日時 : 令和6年1月12日(金) 19時開始

場所 : 佐世保市中央保健福祉センター3階 デイケア室

出席者 : 高齢者福祉専門分科会委員 12名

事務局 亀川次長(長寿社会課)

堤田課長補佐(長寿社会課)

堤課長補佐(長寿社会課)

釜谷課長補佐(長寿社会課) 他

議事

- 1 佐世保市老人福祉計画・第9期佐世保市介護保険事業
計画案について

【千住分科会長】

それでは、当日資料1『質問票への回答』を事務局からお願いいたします。

【長寿社会課 亀川次長】

質問票への回答について、ご説明いたします。

前回の分科会の後に松尾委員からご意見をいただいております。

内容は、地域包括支援センターの今後の方針について、「地域包括支援センターは課題を抱える市民にとっては身近な相談窓口となっており、今はなくてはならない機関となっているが、運営が厳しい状況は何か。

1 人材不足の対策、2 業務の負担軽減の取り組みとありますが、具体的にどのような内容を考えているのか案を教えてください。計画に記載できる内容であれば文章として計画に入れることで早期に実現するとおもいます。」というご意見でした。

市の回答としまして、まず、運営が厳しい状況について記載しております。

地域包括支援センターでは二つの事業を実施しており、

一つ目は市が委託する包括的支援事業で、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員（ケアマネジャー）等を配置して、3職種のチームアプローチにより、高齢者の総合相談支援など地域住民の健康保持及び生活の安定のため必要な援助を行っていますが、近年の人材不足により専門職の確保が難しい状況です。

二つ目は指定介護予防支援事業で、要支援1、2の方及び事業対象者に対する予防プランの作成等を行っていますが、こちらもプランを作成する介護支援専門員などの専門職の確保が難しい状況です。

次に対応についてですが、人材不足の対策としては、県北地域の関係団体で構成する「介護人材確保対策連絡協議会」において、介護現場の体験ツアーや福祉の仕事に関する講演等の取り組みを実施しているところですが、第9期計画期間においては、介護事業者に対しアンケートを実施する等、介護現場の実態を把握し、長崎県や地域の介護団体、関係機関等との連携を図りながら効果的な取り組みを実施していきたいと考えています。

併せて、地域包括支援センターで作成する書類の見直しやICT化により業務負担を軽減し、介護現場の生産性向上を図っていきたいと考えております。

なお、具体的な対策については、いずれも検討中であることから、本計画では「人材不足の解消や業務の負担軽減にむけた取り組みを検討します」という方針を示すに留めることとしております。

以上、前回の分科会の後にいただいたご意見に対する回答となります。

【千住分科会長】

松尾委員は、事務局の説明につきまして、何かございませんか。

【松尾委員】

回答いただいてよくわかりましたけど、この人材不足というのがどこでもネックになっ

ているような気がします。

市や県の方で、奨学金などの制度も取り入れて養成をどんどんしていかないと、なかなか進んでいかない、定着しないのではないかなど。

奨学金で拘束するというのもおかしい話ではありますが、今養成はどんどんできているけど、なかなか佐世保市内の仕事に就いていただける方が少なく、非常に大きい問題じゃないかという気がしておりますので、質問させていただきました。ありがとうございました。

【千住分科会長】

今の佐世保市からの回答に関して、関連団体の皆様いかがでしょうか。

【園田委員】

各包括とも本当に人材不足というところは、大きな課題になっているところだと思っています。

もちろん包括の方でも各包括ごとにどうやったら業務効率が上がるかとか、業務の見直しは、今後も継続してやっていかないといけないところでもありますし、人材不足に関しては包括センターができた約 11 年前と比べると、求人票を出しても応募がないという状況です。

どうやって包括の仕事の魅力を発信していくかというのは、市、県など行政にも考えていただかないといけないところでもありますし、自分たち自身も、どうやったら自分たちの仕事の魅力を発信できるかということは、考えていかなきゃいけないなと思っていますところ。

【千住分科会長】

続きまして、議事『佐世保市老人福祉計画・第 9 期介護保険事業計画案』について、事務局から一括して説明をお願いします。

【長寿社会課 亀川次長】

次に、計画案のうち「第 6 章 介護保険にかかる事業費の見込み」について説明させていただきます。

155 ページをお願いします。

上段に記載のとおり、事業費の見込みについては、介護保険制度の改正や介護報酬の改定などの影響を踏まえ、令和 6 年度から令和 8 年度の高齢者の人口と要介護等認定者を推計したうえで、過去の給付実績などをもとに各サービスにおける給付見込みを推計し算出しております。

また、介護保険料についても、この推計結果をもとに算定しております。

そのほか、今回の第 9 期計画では、団塊のジュニア世代が 65 歳に到達し現役世代の減少が顕著になる令和 22 年度（2040 年度）の推計結果を記載するよう、国の基本指針で定めら

れておりますので、算出して記載しております。

第1節 介護保険料の財源です。

下の円グラフのうち、左上の「居宅給付費」をご覧ください。

介護保険給付費は、公費と保険料で50%ずつ負担しています。

円の左側が保険料を示しており、第9期では、第8期と同様に、65歳以上の第1号被保険者の負担割合が23.0%、40歳から64歳までの第2号被保険者が27.0%となっております。

円の右側の公費部分は、国・県・市で負担していますが、事業により、それぞれの負担割合が定められています。

156ページをお願いします。

第2節 介護保険料の算定方法です。

ここで算定する保険料は、65歳以上の第1号被保険者の方の保険料になります。

算定方法は、まず「1 被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計」（65歳以上の第1号被保険者と、要支援・要介護の認定を受けた方が何人いるか）と「2 標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額の推計」（要介護の方の介護保険サービスの給付費などが、いくら必要か）を行います。

その結果をもとに、「3 保険料収納必要額の算出」（保険料全体でいくら納めていただく必要があるか）を行います。

保険料収納必要額は、2の見込額に、第1号被保険者の負担割合23%をかけ、そのほか、真ん中あたりにある国からの調整交付金相当額などを見込みを加えます。

調整交付金は、表の中に説明文を記載しておりますが、それぞれの市町村の後期高齢者の割合や所得状況に応じて交付されるもので、例えば、後期高齢者の割合が高く所得水準が低い市町村には多く配分して、各市町村での保険料に大きな差が生じないようにする仕組みです。本市では例年6%から7%の交付率となっております。

最後に、介護給付費等準備基金取崩額を差し引きます。

この基金は、市の予算（介護保険事業特別会計）で毎年度の収支の差額などを積み立てており、一部を取り崩して保険料の財源とすることで負担軽減を図るものです。

一番下の「4 保険料額の設定」では、これまでに算出した全体の保険料額や人数を調整したうえで、保険料の基準月額を算定しております。

157ページをお願いします。

第3節 各介護サービスの見込みの算定です。

この節は第9期計画から追加した項目です。

ここでは各介護サービスの見込み量・給付費の推計一覧を、介護、そして介護予防の別に、それぞれ（1）居宅サービス（2）地域密着型サービス（3）施設サービス（4）居宅介護支援について記載しております。

160ページをお願いします。

第4節 標準給付費及び地域支援事業費等の見込みの算定です。

資料には記載しておりませんが、令和6年度の介護報酬改定に関する国の審議概要では、

人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「自立支援・重度化防止に向けた対応」、「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」、「制度の安定性・持続可能性の確保」が基本的な考えとして示され、介護報酬は1.59%のプラス改定となっております。

その影響を考慮すると、3年間の標準給付見込額は約714億4千万円、地域支援事業費見込額が約39億9千万円となります。

なお、給付費や地域支援事業費等については、現時点での見込み額で、今後変更となる可能性がありますことをご了承ください。

161 ページをお願いします。

第5節 保険料基準月額です。

先ほど説明した計算の結果、保険料基準月額を5,817円に設定したいと考えております。

現在の第8期は月額5,822円ですので、月額で比較すると5円の減額となっております。

しかし、実際に保険料を賦課する際には年額で算定し、10円以下の端数切捨てになるため、年額では現在と同額で変更はございません。

この保険料基準月額についても、暫定のものであり、今後変更の可能性がありますのでご了承ください。

162 ページをお願いします。

第6節 第1号被保険者の所得段階別保険料です。

令和6年度の報酬改定によって、保険料段階についての見直しが行われ、保険料段階が標準9段階から、標準13段階への多段階化が決まりました。

今回の改正は、所得が高い9段階より上に複数の段階を設けて徴収する割合を増やし、その分、第1～3段階の低所得者の方から徴収する割合を抑える所得再分配機能を強化しております。

これは、今後の介護給付費の増加を見据え、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から行われるものです。

本市では国の改正に合わせ、令和6年度以降の保険料から所得段階区分を13段階に設定することといたしました。

なお、各自治体では保険料段階を13段階以上に多く設定することはできますが、少なくすることは認められておりません。

それぞれの段階の対象となる方、年額保険料等は表に記載のとおりです。

163 ページをお願いします。

第7節 令和22(2040)年度における保険料の見込みです。

保険料基準月額は令和22年度(2040年度)で7,901円となり、第9期と比較すると2,084円の増加となります。

このため、今後もさらに介護給付費の増加を抑制する介護予防の取り組みが必要不可欠であり、介護給付の適正化に努めてまいりたいと考えております。

第6章の説明は以上です。

【長寿社会課 椎葉主任主事】

続きまして、計画書及び、「第2回高齢者福祉専門分科会資料からの修正箇所一覧」、当日資料2をお願いします。

前回の素案から変更した主な部分について説明させていただきます。

まずは、計画書全体を通しての見直しです。

まず、語句の修正、統一や「てにをは」を修正しております。また、各事業の令和5年度の実績値や、令和6年度以降の計画値を直近の実績に基づき修正をしております。

当日資料2をお願いいたします。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題 第1節 高齢者の現状と将来推計です。

計画書は13ページ及び27ページになります。グラフの数値について修正を行いました。

資料「第2回高齢者福祉専門分科会資料からの修正箇所一覧」の1ページをお願いします。

第2節 各種調査結果から見る主要課題 1 全国の主要課題 (3) 災害・感染症対策です。

計画書は31ページになります。

変更理由としましては、BCPの策定がすべての介護事業所に義務付けられたことに伴い、記載内容を見直し、修正を行いました。

2本市の主要課題 ⑨成年後見制度の利用促進についてです。

計画書は37ページになります。

変更理由としましては、成年後見制度利用促進基本計画(第4章第4節)と合わせて記載内容を見直し、修正を行いました。

次に、当日資料2をお願いします。

第4章 地域で支える仕組みづくり 第1節 地域包括ケアシステムの推進 3 医療と介護の連携です。

計画書は51ページから54ページになります。

医療と介護の連携について記載内容を見直し、修正を行いました。

事前配布資料の修正箇所一覧に戻りまして、2ページをお願いします。

続きまして、関係機関と連携した取組です。

計画書は55ページになります。

佐世保市歯科医師会、佐世保市薬剤師会へ記載内容の確認をし、修正を行いました。

次に、第3節 介護人材とボランティア体制の強化 2 ボランティアの現状と今後の方針になります。

計画書は64ページから65ページになります。

佐世保市社会福祉協議会ボランティアセンターへ記載内容の確認をし、修正を行いました。

4ページをお願いします。

第2節 介護支援の充実 3 地域密着型サービスの現状と方向性 (2) 各サービスの現状と今後の方向性についてです。

計画書は 82 ページから 96 ページになります。

変更理由としましては、各サービスの現状と課題について整理を行い、文言の修正を行いました。

7 ページをお願いします。

第 5 章 サービスの現状と計画 第 5 節 介護保険制度の適正な運営です。

計画書は 136 ページ及び 138 ページになります。

変更理由としましては、国が掲げる適正化主要 5 事業が 3 事業に見直しになったことや、長崎県の介護給付適正化計画と記載内容を合わせ、修正しました。

最後に、第 6 章 介護保険にかかる事業費の見込みについてです。これにつきましては、前回の素案で「現在策定中」としておりましたので、先ほど長寿社会課長が説明したものになります。

前回から変更した部分が多く、大変ご迷惑をおかけしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【千住分科会長】

それでは、議事 1 『佐世保市老人福祉計画・第 9 期介護保険事業計画案』への事務局の説明について、意見や質問はないでしょうか。

【森内委員】

資料の 157 ページの介護サービスの見込み量について、介護人材不足がかなり進んでいるという状況の中で、令和 6 年から令和 8 年の 3 年間の推移において、例えば訪問介護に至っても、横ばいといえは横ばいですが、令和 22 年のところになると、数字的な部分が上がっていく傾向が見えておりますが、この 3 年間の推移を出している参考になるデータがどこから来ているのかということをお知らせいただければと思います。

【長寿社会課 原口主事】

サービスごとの過去 3 年間の給付の利用実績をもとに、その利用実績が続くと見込み、今後の認定者数推計に利用率を掛け合わせて算出しております。

【松尾委員】

計画の 78 ページの地域ケア会議での計画開催について、開催回数が減り、令和 6 年から予定は少なくなり、3 分の 1 ぐらいの開催数になっています。

それから下の図を見ていくと地域ケア会議の個別会議が今、月 1 回開催されているとか、年に 4 ないし 6 回というふうを示してありますが、これが地域包括支援センターの業務軽減と考えていいのでしょうか。

【長寿社会課 堤課長補佐】

地域ケア個別会議というのが、そもそも職員のスキルアップを目的として取り組み始め

たというところもあります。

回を重ねるごとに、皆さんのスキルも向上されているところと、やはり業務過多になりすぎる包括支援センターの職員さんの業務負担軽減というところで、必要性に応じて開催するというところで減らせていただいております。

【井手委員（薬剤師会）】

今の地域ケア会議について、実際私どもも各地域で仲間に入れてもらっていますが、包括によって、毎月というところを若干軽減させていただいたりとかってということで、大体毎月やってらっしゃいませんか。

あくまでも意見ですが、私たち薬局は多職種の皆さんと交流をしなければならないという考えのもと、もっと積極的に地域ケア個別会議に出席するように指導しているので、正直言うと回数が減ると困るなと思っております。

【長寿社会課 堤補佐】

貴重なご意見ありがとうございます。皆さんこういう場面で交流をなさって、勉強になるというお声は聞かせていただいておりますが、包括によっては月1での開催は負担が大きいという実情もあり、ご了承いただければと思います。

【園田委員】

介護人材資質向上の部分です。3ページの9期計画における記載を充実する事項の中には生産性向上の文言が入っていますが、63ページには生産性向上に関する記載が見当たらないのですが、生産性向上については何か記載はないのでしょうか。

【長寿社会課 釜谷課長補佐】

ご指摘のとおり、記載が抜けていた部分になります。

松尾委員への回答のとおり、介護現場の生産性向上を図っていきたいということもありますので、今後書き加えようと考えております。

【園田委員】

今現在で、生産性向上について具体的に考えられていることや、計画に上げるようなことが何かあるようでしたら教えていただきたいです。

【長寿社会課 釜谷課長補佐】

今具体的にやっているところは、国が標準化ということで、様式の見直しを進めております。例えば総合事業の指定の申請書について簡略化するように今進めているところです。

【森田委員】

地域包括ケアシステムの推進ということで、52ページです。

その中でグループワークを医療と介護関係者の多職種がグループワークを通じて円滑にするということですが、コロナ禍前は年に何回かグループワークをされていましたが、今後グループワークを、例えば、月に1回とか2ヶ月に1回とかそういった形で、多職種との交流、情報共有とかそういったことを目的として行うのかどうかをお聞きしたいです。

【医療政策課 八木課長】

この取り組みにつきましては多職種連携ということで取り組ませていただいているところです。今現在我々で行っておりますのが、いろんな職種の方が、年に2回3回ほどの多職種連携ということで取り組ませていただいています。

この事業は、市単独の事業ではなく、西九州佐世保広域都市圏事業の中で近隣の市町も含めて一緒に取り組んでいます。

現状で申しますと、平戸、松浦、佐々、伊万里、有田なども含めて取り組んでいます。どの近隣市町も同じように資質向上を目指してやっているというような状況でございます。

【森田委員】

例えば平戸とか松浦地区、佐世保地区、西海市地区で、いろんな事例もあると思うので、その事業者とのコミュニケーションも必要かなと思います。全体で連携のイメージを持っていくということは非常に大事と思いますが、やっぱり地域ごとでも、こういったグループワークとか研修をしていただければもっとイメージが湧きやすいのかなと思ったところなので、質問をさせていただきました。

【森内委員】

人材不足について、9期計画の中で記載されている部分はもちろんのことですが、新年度からの制度改定でプラス改定となっておりますけれども、事業所側の体力的な問題も今後出てくるかというふうに言われているところで、実際に閉鎖する事業所であったり、事業縮小したりと言ったような現状が佐世保市でもあります。

その中で、これまでとは違う、佐世保市としての新年度から新たな人材育成、またはいろんなPR事業を考えていらっしゃいますでしょうか。

【長寿社会課 亀川次長】

具体的なところは今からの検討というところになります。PRなど事業とするには、予算措置も必要ですが、実際どのようなところを展開していくのか検討の必要があると思っております。

今準備を進めているのは、年度内に、市内の事業所にアンケートを行い、人材確保のためにどういう状況であるか、またどういう支援があれば活用ができるかというところを状況把握させていただいて、それから具体的なところを検討し、予算の規模なども検討させていただくところでありまして、次年度からすぐの対応が難しいところですが、近々取り組まないといけないということで今動き出しているという状況でございます。

【森内委員】

今、それぞれ事業所や法人はかなり厳しいような状況ではありますが、例えば、もちろんこれは民間でしていく部分が中心になると思いますけれども、大学であったり高校であったりそういった新卒の方々に佐世保市で働いていただくといったところをマッチアップするなど新たな取り組みとしてできたらいいのかなと個人的には考えてるところもあります。

また、社会福祉士の養成を担っている大学が近くにあるということで、包括の方でも社会福祉、例えば医療機関であればソーシャルワーカー、そういった部分の中で、社会福祉士の方々がこの現場に出ていただけるような情報発信というのが、もちろん民間もですが、行政も含めてできればいいのかなと考えています。そういった部分について、お互いにアイデアを出し合いながらできたらと思いますのでどうぞ今後もよろしくお願いいたします。

【千住分科会長】

意見がなければ、佐世保市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画案についてはよろしいか。

それでは、計画案について了承する。

最後に事務局から報告等をお願いする

【長寿社会課 椎葉主任主事】

最後になりますが、当日資料3をお願いします。

パブリック・コメントについて説明させていただきます。

1 概要について。本計画案に対する意見募集について、実施期間につきましては、令和6年1月16日（火曜）から令和6年2月15日（木曜）の1か月間としております。

実施場所につきましては、佐世保市ホームページ、市役所6階行政閲覧コーナー、長寿社会課、各支所、宇久行政センター、またパブコメの実施について佐世保市公式の各種SNSでも広報しております。

対象者といたしましては、佐世保市内に住所を有する人、佐世保市内に事務所または事業所を有する人、佐世保市内にある事務所または事業所に勤務する人、佐世保市に対して納税義務を有する人、佐世保市内の学校へ通学する人、としております。

2 今後のスケジュールについて。1月16日から2月15日のパブリック・コメントの後、2月15日以降に第4回目の本分科会を開催し、最終案の審議をお願いしたいと考えております。その後、保健福祉審議会からの答申をいただき、3月中旬に第2回保健福祉審議会を開催し、3月末に本計画の完成を予定しております。

説明は以上です。

【千住分科会長】

以上で第3回高齢者福祉専門分科会を終了する。